



令和5年度 第2版

HPあります!  
<https://e-lifesogohoken.com>



 **e-ライフ総合保険**  
SOMPOひまわり生命 第一生命代理店 **有限会社江見総合保険**

〒700-0823  
岡山市北区丸の内2丁目12-20内山下ビル1階

✉ : [e-lifesogohoken@n1002507.insurance-agt.ne.jp](mailto:e-lifesogohoken@n1002507.insurance-agt.ne.jp)



## ビッグモーター問題に関するお知らせ

ニュースでも取り上げられているビッグモーターの一連の問題で、お客様にはご迷惑とご心配をおかけいたして申し訳ありません。

「今後は自動車保険料が値上げされる可能性がある」等の報道もあり、ビッグモーターで修理をされた方はもちろんのこと、利用されたことがない方もご自身の保険料が高くなるのではないかと心配されている方もおられると思います。この件において途中経過ではありますが、保険会社の現状と自動車保険に対する対応についてお知らせいたします。

今回自動車保険に関して問題になっているのは、  
「本来であれば修理不要か少額な修理だったかもしれない箇所を、自ら傷付けたり修理箇所を過大報告して保険金を多く請求していた」点です。

現在、国による調査も進められていますが、調査の結果、本来の修理費より高額な請求による保険金が支払われていたことが明らかになった案件に対しては、対象のお客様に改めて「等級を落としてでも保険を使って修理していた案件であったか、等級を下げずにご自身の負担で修理代を賄っていた案件であったか」を確認し、ご意向にそって再処理することになる見込みです。

保険会社は基本的に「**お客様の利益を最優先して対応を勧める**」としております。したがって、お客様の保険等級が勝手に変更されることや、突然思いもよらない費用を請求されるといったことはありませんのでご安心ください。

保険会社は個別の案件についての調査が終わり次第、被害総額をまとめてビッグモーターに損害賠償請求する流れになることが予測されています。調査の結果損害率が悪くなっていたことが分かった場合は保険料が値上げされる可能性があるともいわれていますが、現在のところはっきりしたことは決まっておりません。

お客様の中には、ビッグモーターで車を購入時に自動車保険も勧められて加入した方もおられると思います。ビッグモーターに限らず様々な店舗においても同様の案件があるのではないかと、自分が懇意にしている修理工場や販売会社は大丈夫だろうか?と、ご不安に思うお客様もいらっしゃると思います。今回のことから、今後はそういった保険代理業が専門でない業種が保険を取り扱うことの是非も議論されていくと思われそうですが、もしご心配であれば、自動車の販売や修理とは一線を画した保険代理店にご相談していただければと思います。

弊社では自動車修理工場として保険代理業協会指定の優良工場や地域に根差した優良工場、レンタカー会社、ディーラー、不動産業者、社会保険労務士・弁護士等、様々な分野で信頼ある企業とネットワークがあり、お客様のご意向に沿ってご紹介ができます。ご心配のある方は、いつでもお気軽にご相談ください。

# 自動車運転時の路面電車に対する対応◎×

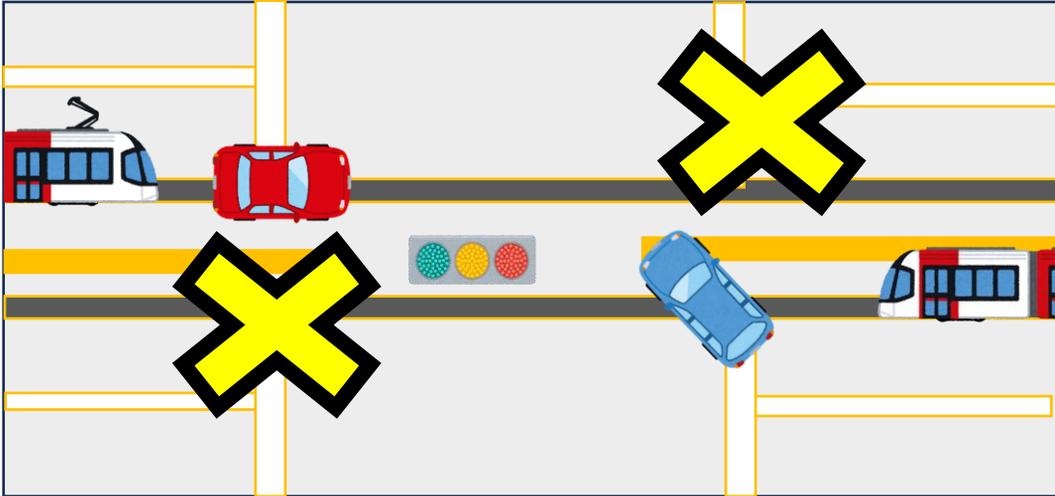
岡山市は全国でも少ない「路面電車が市内を走る」街です。  
皆様が自動車を運転する際、路面電車に対して正しい対応ができていますか？

自動車運転に関する教則としては、以下の通りです。

～昭和53年10月30日 国家公安委員会告示第3号～

- ★通行してはいけないところ（第5章 自動車の運転の方法 第2節7項（5、6））
  - ・ 軌道敷内を通行してはいけません。しかし、「軌道敷内通行可」の標識（付表3（1）52）によつて認められた車が通行する場合や右折する場合などは別です。
  - ・ 軌道敷内を通行している車は、後方から路面電車が近づいてきたときは、路面電車の進行を妨げないように速やかに軌道敷外に出るか、十分な距離を保たなければなりません。（平4公安告4・一部改正、平19公安告13・旧6繰下、平20公安告7・一部改正）
- 第7節 交差点の通り方（第5章 自動車の運転の方法 第7節2項（5）3項（2））
- ★交差点（環状交差点を除きます。）の通行方法
  - ・ 右折しようとする場合に、その交差点で直進か左折をする車や路面電車があるときは、自分の車が先に交差点に入つていても、その進行を妨げてはいけません。
- ★交通整理の行われていない交差点（環状交差点を除きます。）の通行方法
  - ・ 道幅が同じような道路の交差点では、路面電車や左方から来る車があるときは、その路面電車や車の進行を妨げてはいけません。（昭60公安告11・平3公安告4・平4公安告4・平20公安告7・平26公安告21・一部改正）

路面電車がある道路では、路面電車の通行が優先となります。  
また路面電車の停留所付近では、乗降する人が急に飛び出して来たり、路面電車の陰から自転車が出てきたり。  
予測運転とルール厳守で、事故を防ぎましょう！



## 新入社員のご紹介



8月1日よりe-ライフ総合保険に入社しました  
樫本 慧太（カシモト ケイタ）と申します。  
損害保険・生命保険に加え、BCP（事業継続  
力計画）の担当に任命され、災害発生時等の  
早期復旧や対策に関する準備のお手伝いさせ  
ていただきたいと思います。  
お客様と共に話し合い、お客様にとってより  
安心できる将来の手助けができるよう心掛け、  
日々勉強してまいりますので、これからどう  
ぞよろしくお願い致します。